

令和7年4月9日開会

令和7年4月9日閉会

令和7年度第1回猪名川町総合教育会議 会議録

猪名川町

令和7年度第1回猪名川町総合教育会議 会議録

1 日 時 令和7年4月9日（木）午後3時～4時20分

2 場 所 猪名川町役場第2庁舎2階 委員会室

3 出席者

○町長部局

岡本町長、奥田副町長、平尾企画財政課長、和田企画財政課主幹、和泉生活部長、井ノ上住民課長、森田住民課健康づくり室副主幹、大西福祉課長、坂ノ上こども課長、宮崎こども課主幹

○教育委員会部局

中西教育長、北垣教育長職務代理者、上神教育委員、仁田原教育委員

○事務局

小山教育部長、乾学校教育課長、川名学校教育課参事、福田教育振興課長、橋本教育振興課主幹、山内教育振興課主査

4 欠席者

○なし

5 傍聴者

○なし

6 付議事項

〈報告事項〉

報告第1号 いじめ防止対策について

報告第2号 第6-1号案件 いじめ重大事態について

報告第3号 第6-2号案件 いじめ重大事態について

報告第4号 こどもの自殺対策について

報告第5号 猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会について

報告第 6 号 教育大綱について

午後3時00分 開会

1. 開 会

(福田教育振興課長) 定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回猪名川町総合教育会議を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、岡本町長よりご挨拶いただきます。

(岡本町長) 皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。猪名川町の未来を担う子どもたちの教育の重要性について議論を重ねる機会を持てること、大変感謝しております。猪名川町におきましては、子供たち一人ひとりが健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できる環境をつくることが何よりも大切であると考えています。そのためにも、いじめ防止対策を徹底し、子供たちが安心して学校生活を送れるよう努めなければなりません。いじめは決して許されることではありません。そのためには、大人たちが手を取り合い、子供たちへの細やかな配慮しながら、温かいコミュニティを築いていくことが重要だと考えております。また近年大きな課題となっております子供の自殺対策についても触れたいと考えています。これまで以上に心のケアを充実させ、悩みを抱える子供たちが気軽に相談できる環境を整備していくことが急務であります。学校、家庭、地域が協力し合い子供たちが孤立せず、安心して未来を描ける社会を目指していきたいと考えております。

さらに、幼児教育と保育のあり方や連携も重要なテーマであります。幼保一元化を進め、子供たちが切れ目のない支援を受けられる体制を整えることが、成長の土台を築く大切な要素となると私は考えております。保護者の皆様が安心して子育てをできる環境づくり、地域全体で子供たちを見守り育む文化を築いていきたいと、そのように考えております。

そして最後に、教育大綱についてでございますけれども、これは町長が示す教育の指針でございますが、前回の議論を経まして、報告したいと考えております。本日の会議では皆様からの貴重なご意見を伺いながら、猪名川町の教育に関するさらなる取り組みを具体化していくことを目指していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(福田教育振興課長) ありがとうございます。それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第、次いで、資料が6セットと、あとパンフレット類を配布させていただいております。それぞれ、報告事項第1号から第6号の説明に伴う、資料となっております。資料の方はすべてがお揃いでしょうか。それでは、以後の進行につきましては、猪名川町総

合教育会議設置要綱第4条の規定に基づき、町長が議長となりますので、進行のほどよろしくをお願いします。

(岡本町長) それでは、これからの進行につきましては、議長でございます私のほうで進めさせていただきます。本会議は、猪名川町総合教育会議設置要綱第6条の規定によりまして、基本的に公開となっております。

事務局、傍聴の申し出はございますでしょうか。

(橋本教育振興課主幹) ありません。

(岡本町長) 傍聴の申し出はありませんでした。

2. 協議事項

(岡本町長) それではただいまより、議事に入りたいと思います。それではお手元にお配りしました次第に沿って、この会を進めさせていただきます。まず報告事項の第1号、いじめ防止対策について、でございますが、この案件の概要につきまして、教育委員会学校教育課より説明をお願いいたします。

(乾学校教育課長) 報告第1号、令和7年度いじめ防止対策についてをご覧ください。猪名川町いじめ防止基本方針には町の役割として、以下の4点を挙げております。上から2つ目、いじめの予防及び早期発見、その他のいじめの防止につきましては、日々、学校園と連携をした上で、実践をしているところでございます。いじめアンケートの実施や、児童生徒の教育相談、道徳科の授業等をはじめとする啓発事業など、今申し上げましたのは、一部でありまして、学校活動全般において、いじめを取り上げた活動も日々行っておるところでございます。しかし、昨年度、いじめ防止対策推進法が定めます重大事態が発生したことを受けまして、学校教育課としても対策強化を最重要課題と考えまして、以下の8点につきまして、強化して取り組んでいくということになります。

まず1つ目です。中学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの追加配置です。いじめ重大事態等、緊急で長期的なサポートが必要な場合に派遣いたします。

2つ目、いじめ対策サポートチーム派遣です。教育、福祉、心理の専門家で構成されたいじめ対策サポートチームを課内に配置いたしまして、いじめに関する諸課題に対してのアドバイザーとして、各校に派遣いたします。

3つ目、命の事業の充実です。事業者として、いじめ防止、自殺予防等、各校のテーマに応じた専門の講師を招聘し、命の尊厳を考える授業を実施いたします。

4つ目、心の健康観察です。1人1台の児童生徒用タブレットを活用して、毎日、気持ちや体調を回答することで、不登校やいじめ重大事態、児童生徒の自殺等の未然防止を図って参ります。

5つ目、スクールロイヤーの派遣です。生徒指導及び保護者対応に関する学校からの法的相談への対応のため派遣します。深刻な問題の解決を図るため、法的見地による相談の場を設けるなどの支援を行います。

6つ目、情報モラル教育の推進です。県警察サイバー犯罪防犯センターや、LINEからの講師を招聘し、子供、保護者、教員に対して啓発事業を行います。

7番、組織体制の強化です。課内に担当職員、指導主事を1名増員しました。先ほど申し上げました、いじめ対策サポートチームアドバイザーを学校教育課内に配置します。

最後、8つ目です。猪名川町いじめ防止基本方針の改定です。猪名川町とあわせて、学校のいじめ防止基本方針の見直し改定も行います。

(岡本町長) 説明は以上でございます。

令和7年度の予算、教育委員会、学校の整備も含めましてその部分につきましては、次回の5月ぐらいの予定でございますけども、次回に譲りたいと思っております。今日は先ほど冒頭の部分でご挨拶させていただいた内容を中心に、進めさせていただきます。今までの予定でしたら大体1時間から1時間半ぐらいの予定で、会議を進行させていただきたいと思っております。

このいじめ防止対策について町長部局として対応させていただいたのは、やっぱり教育委員会からの要望で、いわゆる組織体制の強化、人の部分で担当職員を管理職1名増員させていただいております。それ以外にもいろんな形の追加派遣等々、それから、いわゆるリーガルマインドといいますか法的サポートとして弁護士の関係の費用部分等々、町長部局としても予算的にも強化しているという状況でございます。

それでは、教育委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと思います。

(上神委員) いじめ防止対策ということで、この報告第1号のところから1つ目から8つ目まで書いてあるんですけども、個々にはすごく大事なことが挙げられております。

私がこう思うには、いじめというのはもう、なかなかなくなるという事、起こるべくして起こるものであるということ、教員は常にこう思っておかなければいけないことだと、そう思っております。いじめが起こっていないかどうかという、危機感を各教員を個々にしっかり持っていただくと。授業中であるとか、または、ホームルームであるとか、

本当にいろんな行事活動であるとか、いろんなところに目を配ってですね、そういう行為行動がないかどうかですね、その辺を丁寧に見ていくとといいますか、見抜く力といいますか、そういうのがすごく重要だと考えております。要するに初期対応なんですよね。だからそれが、ちょっとこれはいじめじゃないかとか、ちょっとおかしいんじゃないかとか、ちょっと表情が暗いとか、いろんなことを感じておられると思うんですけども、そういったところを早くキャッチすると。そういったことがすごく初期対応には重要なことで、それにはやはり教員一人ひとりの力量といいますか、力、教育力がすごく重要になってくる。

私も教育委員会の中におりまして、こういったいじめの防止対策ということで、このように案件が出てきてる中で、言わせていただいているのは、やはりそういった力を各教員につけていくと、要するに細かなところをすぐキャッチできる力、これを各教員が持っていることがやはり重要である。そのためには、やはりこの細かな研修であるとか、本当に日々の、校長先生を中心とした研修というのが必要になってくる。そういったところをお願いしているわけですけども、やはりこの場でもですね、やはり初期対応というのがすごく重要。それがやはり間違っておれば、長く、大変にもなってくると、本当に初期対応しっかりしてですね、子供たち、また生徒たちをいい方向に導いていくとといいますか、そういった教育力、教師のそれぞれ一人ひとりの力を高めていくということがすごく重要だというふうに考えております。

(岡本町長) どうもありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

いじめは起こるものという考え方ですか、今回改めて、いろんな資料で勉強させていただきましたが、やっぱり平成20年ごろから或いはもっと前からですね、文部科学省も含めましていろんなところで、マニュアルや手引きが作られているようでございます。それもまた、時代時代によって進化していくわけでございますけれども。長期休業ですか、いわゆる春休みとか夏休みとか、冬休みが1つの吉書になってるというようなことも勉強してる中では出てきましたんで、新学期が始まる状況の中で教育委員会の方でもですね、学校の先生への呼びかけを、今一度、基礎に戻って徹底していただきたいと思ってるんですけど、教育委員会の方から、今回、こういうふうなことで、何かやりましたということありましたらお願いします。

(中西教育長) 長期休業期間中の対策が大切であるということで、春休みに入る前に、臨時校長会でも、特に春先は精神的に不安定な時期になる。大人でそうであるというところでの、春休みを通しての子供への対応を、家庭訪問等につきましても、指示を出したところであり

ます。あわせて夏休みにおきましても、9月からというところでやっぱり、いろんな重大案件も起こっている状況でございますので、休みの期間中というのは、リズムが偏重する時期ですので、そのあたりの対応は特に注意して、一人ひとりの子供を見ていくということをお願いしている次第です。

上神委員の方から指摘がありますように、最終的には、日頃の教師自身がそういういじめを見抜く力、早期発見に繋がるような力が重要であるということをご指摘いただきました。昨今、いじめ重大事態に関わるマニュアル等が書かれており、社会も非常に興味関心を持っておるところですけれども、マニュアル化しているという実態もあります。マニュアルになかったらできないかということではなくて、教師一人ひとりが、小さな差別であったり、人権が侵害されている状況を見抜く力を日々研修によって培っていく必要があるだろう、というふうに思われますし、普段からのそういう困った子どもがいるかどうかというゲートキーパーとしての役割、気づく力というものもつけていく必要があると思っております、校長会でもそのあたりの指示を出したところです。

(岡本町長) 続きまして報告第2号、第6-1号案件いじめ重大事態について、こちらは教育委員会学校教育課から説明をお願いします。

(川名学校教育課参事) 報告第2号の資料ご覧ください。

第6-1号案件、いじめ重大事態についてです。令和7年3月28日、いじめ問題対策審議会を桶谷守池坊短期大学学長を会長にいたしまして、開催いたしました。町内中学校の女子生徒の自死に関する事案について、いじめ重大事態の調査審議に関する諮問を行いました。諮問内容と今後の調査審議の進め方について、以下の通り報告します。

1、諮問事項です。調査報告書（猪名川町いじめ問題対策審議会令和6年7月23日答申）を踏まえ、いじめ重大事態と自死との因果関係及び自死に至った全容の解明について。

2、諮問内容

令和5年6月28日に発生したいじめ事案において、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号及び第1号に基づく、いじめ重大事態として認定した被害生徒が令和6年10月21日に自死しました。町教育委員会は、いじめ問題対策審議会に本いじめ事案と自死の因果関係及び自死に至った全容の解明のための調査を行っていただきます。

3、調査審議の進め方、令和7年3月28日に開催された審議会では、本事案（第6-1号案件）とは別のいじめ重大事態（第6-2号案件）の合計2件の諮問がなされました。これを受け、審議会では2件のいじめ重大事態を円滑に調査審議するため、部会を設置し、それ

ぞれの案件ごとに部会委員を選任して、調査審議を進めることになりました。今後、早急に第6-1号案件に係る第1回目の部会が開催できるよう準備を進めます。

(岡本町長) 会長に今回なっただきました桶谷池坊短期大学学長は、以前、大津の方で、いじめの事件があったときに、いろいろとご尽力いただいた先生だというふうに聞いております。そちらの専門家だと聞いております。何かご意見ございましたらよろしく願いいたします。

猪名川町の場合、教育委員会で設置しておりますこのいじめ問題対策審議会、調査機関ですね、それとは別に、町長部局の方でも、第三者委員会というものを持っておりまして、令和7年度につきましては、予算の手当をしております。ただ、いじめ問題対策審議会の方で、きっちりご審議いただいた上でということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、報告事項第3号、第6-2号案件 いじめ重大事態について、ご説明をお願いいたします。

(川名学校教育課参事) それでは報告第3号の資料をご覧ください。第6-2号案件いじめ重大事態について。令和7年3月28日、いじめ問題対策審議会(桶谷守会長)を開催し、町立中学校生徒がいじめ行為によって精神被害が生じたとの訴えがあった事案、(第6-2号案件)について、いじめ重大事態の調査審議に関する諮問を行いました。諮問内容と今後の調査審議の進め方について下記の通り報告します。

1、諮問事項

(1) 本事案に対する事実関係の有無及び全容解明について。(2) いじめ行為と精神被害が生じたこととの因果関係について。

2、諮問内容です。

令和5年12月ごろから、特定の生徒によるいじめ行為が複数回あったと被害生徒からの訴えがあり、事案発生直後より学校が主体となって調査を行ってきましたが、いじめ行為の実態解明に至りませんでした。その後、被害生徒が、令和7年1月に精神被害が生じた旨の医師の診断を受けたことから、町教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の重大事態と認定し、いじめ問題対策審議会において調査審議する決定を行いました。

今後、審議会では、いじめの事実関係の有無と全容の解明を行うとともに、いじめ行為と精神被害が生じたこととの因果関係について調査審議して参ります。

3、調査審議の進め方

令和7年3月28日に開催された審議会では、本事案（第6-2号案件）とは別のいじめ重大事態、第6-1号案件の合計2件の諮問がなされました。これを受けて審議会では2件のいじめ重大事態を円滑に調査審議するため、部会を設置し、それぞれの案件ごとに部会委員を選任して、調査審議を進めることになりました。本事案、第6-2号案件を担当する部会（第1部会）は、審議会の委員から、部会委員を選任した後に、第1回いじめ問題審議会第1部会、部会長を酒井弁護士としております会議を同日に開催し、今後の調査審議の方針を協議いたしました。

（岡本町長）説明は以上でございます。従前はですね、いじめ問題対策審議会、1つの会で実施しておりましたが、今回複数案件が出てきましたので、部会制を取り、2つの部会で丁寧に審議・調査していくということになっております。また教育委員会の方でもですね、随時、その状況についてはご報告があらうかと思えます。方向性としては2つの部会をつくって、粛々と、このテーマについて、調査していくということになっておりますのでよろしくお願ひします。

（中西教育長）質問がございませんでしたけれども補足をさせていただきます。

第1号案件は、いじめと自死の因果関係を調査するものであります。それが発生したのが、自死の発表が11月8日に、この件に関しまして、因果関係を調査していくべきではないかというご指摘を受けた後、調査していくということ、決定したのが1つ目でありまして、2号案件につきましてはそれ以降起こった事案であるので、順番的には、6-2号案件と言う形を設定しており、2つの部会で審議するというに、なったわけですが、どちらを先に審議すべきかということにおいて、いじめと自死の関係についてよりも、2号案件の方は、今現在、生徒自身が被害を受けていると訴えがあり、またそれがより発展していく危険性もある。被害者を守らなければならない。加害行為について究明して、二度と起こらないようにするという点については、今、取り組む必要があるということで、2号案件の方を第1部会の方で先に審議するという日程に変えさせていただいているという辺りをご理解いただけたらと思ひます。

（岡本町長）2つの案件、同時に審議していくわけでございますけれども、教育委員会の方としてはですね、6-2号案件を先に進めていきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、続いて、報告第4号、子供の自殺対策について、報告第4号の資料の順番は前後いたしますけれどもまずは生活部の担当課より説明させていただきます。

(和泉生活部長) 報告第4号につきまして、この後少しお時間をいただきまして、町長部局の取り組みということで、ご報告をさせていただきたいと思っております。なお、主には生活部の方で所管をしており、それぞれの担当課よりのご説明となりますので、若干、資料の方は前後してございますので、その点につきましてはお許しをいただきたいと思います。子供さんの自殺対策というようなことですが、生活部としましては、前段で、自殺に限った対応ではなくて広く、子供さんまた親御さんたちへのサポート、また、それ以上の青少年であったり、高齢者も含めたトータルのサポート体制の中で、こういった子供さんの部分についても、対応させていただいてるという点につきましても前段にご理解いただければと思います。それではこの後、早速でございますけれども、まず保健衛生を所管をしてございます住民課の方からご報告をさせていただきまして、その次に、人権推進全般を担当してございます福祉から、また、最終的にまた子育て支援全般を担当させていただいてます、こども課というような形でそれぞれ、担当課の方からご報告とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

(井ノ上住民課長) それでは報告第4号の子供の自殺対策について、住民課から健康づくり室、施設名では保健センターになりますが、そちらの方で所管するところについてご説明させていただきます。資料の方は3枚めくっていただいた文字が箇条書きになっている資料となります。

健康づくり室におきましては、全年齢を対象としました自殺対策ということを所管させていただきます。第二次猪名川すこやかプランにおきまして、自殺対策計画編を策定しており、こちらにつきまして机の方に置かせていただいていた、別添のクリップ留めされている資料の方なのですが、第二次猪名川すこやかプランの概要版が7ページにわたっておりまして、そのうちの6ページの下段から、7ページにかけてが、自殺対策の部分の概要となっております。その次に本編の中にあります自殺対策計画の方を抜粋して、123ページから最終のページまでを、お手元の方にお配りさせていただいております。あと教育委員の皆さん、教育長につきまして実際の冊子は後程お配りさせていただきたいと思っておりますので、ご照覧いただけたらなと思っております。今回は、中身の詳しいところまでは触れずにいきたいと考えております。

次に相談窓口業務としまして住民課健康づくり室が所管してるところでのご紹介をさせていただきます。先ほど部長の方からもありました通り、自殺対策と銘打った形での相談窓口ではなくて、心の関係の窓口の方でもって、自殺対策に関する相談の部分を受け付けている

という形になっております。資料の方に健康づくり年間予定表の保存版というものがあ
りまして、こちらの方を全戸配布させていただいております、一番後ろのページに、窓口関係
を総括的に掲載させていただいているところです。猪名川健康医療相談ホットライン24を
筆頭に、心の相談、心の健康電話相談、これは県事業になるのですが、同じく県事業で兵庫
県いのちと心のサポートダイヤルでありましたり、この中には載っておらないですが、精
神保健相談というのを2ヶ月に1回、やっている中であつたりとか、あと保健師につつま
しては各種訪問や相談をし、状況を把握する中で関係部局につないでいったり連携したりして、
対策を実施しているところとなります。

つづきまして啓発業務ですが、3月は自殺対策強化月間と位置付けられておりますので、
町のホームページ等でPRさせていただいたり、資料につけさせていただいてるんですけど、
国県の方からパンフレットが配られておりますのでこちらについて保健センターに配置して、
配布をさせていただいているところとなります。こちらもまた後でお目通しいただければと
思っております。あと先ほども言いました健康づくり年間予定の最終ページでありましたり、
広報誌やホームページ等へ随時掲載することによって、啓発の方をやらせていただいと
いうこととなっております。続きまして説明を福祉課の方に交代させていただきます。

(大西福祉課長) 報告第4号の3枚目ですね、カラー刷りのものをご覧いただければと思
います。右上に人権推進室と記載しています。

福祉課ではですね、生活保護から日常生活における一般的な相談まで幅広く相談業務を行
っております。また、8050問題や高齢者、障害のある人など、その特性に応じた専門的
な相談を受けており、人権擁護委員による定期的な人権相談や、より専門的な機関である法
務局による人権相談窓口の周知啓発も行っているところです。

本事案発生後、すべての小中学校に対して、資料記載のカードを配布いたしまして、改め
て相談窓口の啓発を行ったところです。また、町民のもので人権意識の向上を目的に、人権セ
ミナーを定期的を開催しております、人権諸課題に対する最新情報に触れる場を設けており、
町民や町職員のみならず、教員の方も多数参加いただいております。

人権課題の1つでありますSNSをはじめとしたネットリテラシーについて、加害者や被
害者にならないための啓発も行っているところがございます。またこれらの町全体の人権に
対する取り組みは、人権推進基本計画に基づき、人権尊重のまちとして、女性や子供、高
齢者、障害のある人が各分野の取り組みを定めており、お手元にその一部を抜粋したもの
をお示しさせていただいております。

(坂ノ上こども課長) 私の方からは本町のこども家庭センターについてご説明させていただきます。資料はホッチキス留め最後のA4横の、カラーのこども家庭センターの設置とサポートプランの作成についての資料を参考にご覧いただけたらと思います。

本町におきましては本年4月より、すべてのこどもや子育て世帯に対しまして、一体的に相談支援を行う窓口として、猪名川町こども家庭センターを、子育て支援センターに設置いたしました。こちらの図にあります通り、当センターにおきましては、児童福祉や母子保健に関する相談の他、家庭児童相談員を中心に、児童虐待やヤングケアラーなど、子育てや子どもに関するあらゆる相談を受け付けております。そうしていただきました相談内容に応じて、教育委員会や、学校園をはじめ、児童相談所である川西こども家庭センターなど、各関係機関と連携協力して、支援体制を構築するとともに、様々な民間資源や地域資源を活用しながら、子供たちやご家庭にとって、よりよい支援へとつなげて参ります。簡単ではございますが本町のこども家庭センターの説明については以上となります。

(和泉生活部長) 以上が生活部の方で主立った取り組みとして、今実施をしてございますが、やはり、我々といたしましては関係機関、特に学校現場、教育委員会との連携も強化をしながらですね、こういった子どもさん、またご家庭の方のあらゆる面の、個々の状況に応じたきめ細やかなサポート、お困りごとの部分については、最大限、町としての責任を果たして参りたいと思っておりますので、今後ともこういった部分につきましては、皆様方の支援、ご協力の方もあわせてよろしく願いできればと思っております。報告につきましては以上でございます。

(岡本町長) 担当課からの説明は以上でございます。

冒頭の資料の報告第4号子どもの自殺対策についてという部分と、それから2ページ目、2、A3の、これは毎日フォーラムという、冊子から取った部分なんですけれども、この部分について私の方から説明させていただきます。まずA3の方をちょっと見ていただきたいんですけども、今回子どもの自殺対策についてということ、報告事項に挙げさせていただきましたのが、昨年、猪名川町の中学校で、自死という不幸な事案が発生したこともあるのですけれども、ライフリンクというところに今の状況がちょっと書かれておりますので読ませていただきます。厚生労働省は1月29日、2024年の自殺者数の暫定値を公表しました。24年に自殺で亡くなった人は2万268人で、23年より、1569人減少しています。これは1978年の統計開始以降、過去2番目に少ない数字でした。一方、児童生徒の子供の自殺者は、23年より14人増えて、527人と過去最高となりました。内訳は、高

校生が349人、中学生が163人、小学生が15人と中学生の増加が目立つのと、男女別で見ると、女子の増加が顕著で、男子は23年に比べて20人減って、239人だったのに対し、女子は34人増の288人だったと。また子供の場合、女子の方が比率として占める割合が大きいのも特徴だということが、時代背景としてあります。

私、前の職場で、精神保健福祉の担当と、それから心の健康センターを担当していた時代があるんですけどもその当時、いわゆる自殺というのが、3万5000人を超えるというような状況の中で、何とか自殺の数を減らしていかなければならないというのが、行政課題でありました。数は、今、2万人を割ろうかというぐらいにだんだん減ってきていますけれども、高校生中学生の自殺が増えていると。1つは、これスマホの所有の年齢層が移動しているのともパラレルになっているという議論もあるのですけどもそういう状況があるというようなことです。1枚目の資料に戻りますけれども、自殺対策白書という厚生労働省が出しております部分につきまして、小中高校生の自殺の原因とか動機は、1つが学業不振やいじめなどの学校の問題。2つ目に親子関係の不和といった家庭問題。さらに、鬱病などの健康問題が主な部分である定義されています。政府ではこの問題を受けまして、文部科学省だけではなくて、こども家庭庁が中心になりまして、警察庁、消防、法務局、いろんな省庁が集まってですね、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」というのを作りました。これは子供の自殺問題に対処するための総合的なプランでありまして、以下の取り組みが含まれています。長期休業の開始前に積極的に行う必要があります、というこのPR部分ですね。子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引きを作ったり、1つ目に早期発見と支援。学校でのリスク把握システムや1人1台端末を活用した施策の作り込みということで、一番初めの部分にもありますように、教育委員会の方でもですね、この端末を利用して、児童生徒用タブレットを活用して、毎日の気持ち、体調等を報告するというようなそういうふうな仕組みをとっています。今、政府の方で力を入れているのは、1人この1台端末を活用して、何かサポートできないだろうかというような部分がございます。2つ目に、相談窓口の強化周知ということで、先ほど町長部局の方から報告させていただきましたけれども、電話・SNSでいつでも相談できる環境を整備していると。

24時間子供SOSダイヤルなど、電話相談窓口や、子供の人権110当番。虐待とかそういうふうな人権問題に関わる部分でも課題になっておりますので、それぞれの部署、或いは課が連携して対応していこうという形になってます。課題としてはこのSNS等を活用した相談窓口の周知。或いは、学校の教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示。1人

1 台端末を活用する際のポータルサイト、或いはブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知していく方法があるのではないかなというように言われています。実はこのライフリンク、資料の中で、提案がなされているのは、「隠れてしまえばいいのです」という、アプリを導入したらどうかということで、架空の空間での人物になって、いろんなところに行ってゲームをしたり、相談したりというような仕組みがとられています。資料の真ん中辺りにありますけど、宮崎県都城市ですね、24年9月から市内の公立小中学校で対応されている約1万4000人の全タブレット端末に「隠れてしまえばいいのです」のアプリを入れ、いつでもワンクリックでアクセスできるようにしましたと。要は、今までと違った、アウトリーチできない子供への、対応策としてこういう新たな方策も考えられていますので、今回皆さんの意見を聞きながら、こういうふうなことも導入していったらどうかかと。相談窓口といたしますか、いろんなものを作っていけばどうかという案であります。

それから、続きまして、教育プログラムというところでは、子供たちが助けを求める方法を学べる活動ということで、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育を実施という、これは教育委員会の方で、いろんな形で実施していただいている部分なんですけれども、それ以外にも、県レベルで専門チームの設置とか、国レベルで要因分析と対応策を検討していきたいという、子供の自殺対策緊急強化プランというものが出されていますので、猪名川町としましても、これに準じた形で対応していきたいというふうに思っています。特に早期発見と支援のところで、健康観察教育相談システム、心や体調の変化の早期発見という部分があるんですけれども。医薬品の適正使用ということで、例えば一般用の医薬品を乱用し、たくさん飲むことによって、初期的には気持ち良くなる。だんだん薬物依存になってきて、肝臓を痛めたり、場合によっては死に至ることがあるというようなこと、リストカットや髪の毛を抜くなどの自傷行為というようなことも、問題事案としては考えられていますので、こういうふうな部分の対策をどうしていけばいいのかなということと、他にもこういうふうな部分があればいいのかなあというような事案がございましたら、教育委員さんのご意見をお伺いしたいと思っています。

(北垣教育長職務代理) 北垣です。ご説明ありがとうございます。たくさん相談窓口であったり、受け入れる体制は作っていただいているのかなあということで、お聞きしていました。あと、自殺を、踏みとどまるためについてというのは、守られるばかりじゃなくって、自分が誰かの役に立っているとかそういうちょっとした、充実感がすごく大事だなと思うので、やってもらえばっかりじゃなく、それぞれが活躍できる機会ってというのは、必要なかなあ。

子供たちにもどんどんいろんなことを任せていって、自分が誰かの役に立っているという気持ちってというのはすごく大切なのかなあと思いました。あと、誰かと繋がっていることが難しい方っていうのを取りこぼさないように、多分、保健センターとかもう本当に赤ちゃんのころからすごく連携されてると思うんですけど、どこかで必ず繋がっていただけることを、これからも続けていっていただけたらなと思います。

(岡本町長) ありがとうございます。時代がですね、支援とか、会社のというか社員というか、或いは学校の縁というか、そういうふうな部分の繋がりというのが、自治会の加入率が落ちてきているとか。というような状況の中で、その繋がり部分が薄くなっている部分をどうしていくかということと、もう1つは、居場所というんですか。ホームというんですかね。場所の必要性という。そういうふうな部分が課題となっている現状の中でどうしていったらいいのかということをお皆さんと協議しながら進めていきたいなと思っております。

(上神委員) 先ほど町長部局からのいろいろ説明さしていただきまして、いろんなところで、相談窓口を設けておられるということはわかりました。そこで、最後におっしゃってましたけども、やはり学校現場とそれぞれの部局との連携というのがすごく重要であると私も感じました。いろんな形で学校現場で、担任を中心に保護者なりまた生徒子供たちと話をする、面談をする中でですね、いろいろ困ったことが出てくると思うんですね。それを学校だけで解決しようというか、それが今までの形だったのかなと思うんですね。いろんなところで、担任の教員が中心となって、話を聞いてそれを何とか解決したいというようなところで取り組んでおったと思うんですけども、やはり今日本当にもうそれはもう限界にきてるんじゃないかと。やはり町をあげてといいますか、いろんな相談的なところが、また困った事案が出てくるとそれを、学校から外に出していって、先ほどおっしゃいましたような相談窓口と連携してですね、適切な措置を早く講じていくというのがすごく重要だなと思いました。それは、双方ともですが特に学校からの申し出というのが重要になってくるのかなと思うんですけども、もっとオープンにして、どんどん相談できる体制を作っていただきたいなと思います。そして、いろんな関係部局が、取り組んでいくということが重要ななと思っています。その最初のプリントの方ですね1ページのところの④ですね、専門チーム設置というのがあるんですけども、町として専門チームを立ち上げていただきたいなと思いました。

いろんな案件が出てくると思うんですけども、それを町として取り組んでいく、これはもう町として取り組んでいくべきものだと。先ほどおっしゃいましたように、相談窓口でそれぞれ専門の方もいらっしゃいますので、専門の方とすぐ連絡を取ってですね、早くこのサポー

トチームを立ち上げていくといいますか、町として立ち上げていく。そしたら早くそ対応できるのではないかなと、感じました。要するに学校と行政との連携が重要だなということを改めて感じました。

(岡本町長) どうもありがとうございます。先ほど一般用医薬品の乱用のお話をさせていただきましたけども、友人に薬剤師をやっている方がいまして、今回彼にどうしたら良いか相談しました。で、コンビニでも薬局でもですね、風邪薬ね、感冒薬はですね、1人1つしか買えないようにはなってるんです。ところが現実問題として、この猪名川町の中を、自転車で回れば、それ相当の数の、感冒薬というか、せき止めを集めることができる。いわゆるその学校の薬剤師さんを活用して、研修することから始めたらどうかというようなことを、彼は言ってたんで、まずは今繋がっている専門家をうまく活用しながら、それぞれのレベルを上げていくということが大事ななあと思います。そういう意味では、上神委員の意見も、専門家によるサポートチームが必要ではということですけども、多分ここでこの専門チームの派遣というのは、相当専門的な人を、各都道府県でとりあえずは確保しようという動きかと思うんですけども、猪名川町の中でもソーシャルワーカーとか、いろんな形の専門家はおられますので、カウンセリング的な部分になるのか、或いはどうしたらいいのかという部分は、いろんな専門家、医師会も含めた人たちの中で検討していきたいなと思ってます。他に意見ございませんでしょうか。

(中西教育長) 「かけがえのない命を守るため」にという、パンフレットを開けていただいたら、先ほど、町長も言われたように、年間3万人以上の自殺者、先進国の中でも高い自殺率の推移のグラフがあります。そして右側に、年別自殺者数の平成21年グラフがあって、男性女性それぞれ内訳があります。年齢別に言うと、日本は自殺者が多いと言われる中で、どこの部分が一番多いか言いますと、40代、50代、60代のあたりが圧倒的に多く、日本の自殺者の多くは中高年の男性が多いというのが、特徴的な社会問題であるといえます。その中で、0から19歳、ここのグラフについては、まだ少ないんですけども子供でも自殺する割合が増えてきている国はどこかということで、日本の子供たちであると。社会全体として、自殺の問題について、行政当局としてどう取り組むかという意味での、町の取り組みが、いわゆる第7章、第2次猪名川すこやかプランの概要であったり、総合計画の基本方針としてあがってきているという中で、教育委員会の方も、子供の問題について、特にやっぱり気を配ってこれまでやってきた柱としましては、リストカットとかオーバードーズとか、そういう希死念慮の生徒をどう対応していくかということで教育委員会でもずっと取り組んできま

した。今言われた大人に対する対策も当然すべて当てはまりますし、子供ならではの、子供だからこそ、教育の力で何とかしていかなければならないという、視点も出てきているように今お伺いして感じました。教育委員会としては、それぞれの対策について、今までの取り組みに上積みをする形でしていかなければならないと思っている中の、特にSOSを出す方法を子供たちにはしっかり教えていかなければならないし、もう1つは、SOSを出してる子供たちを子供たちが気づく、保護者が気が付く、そういう教育を学校現場また社会教育を通して進めていく、そこが非常に大きいと私は感じております。相談活動が活発に行われて、相談して命が救われた、命が助かったと、相談してよかったという体験を、社会に出て行く前に、学校の中に相談の成功事例をどんどん広げていく教育を考えております。それと猪名川町はコミュニティスクールということで、すべての学校でそういう形になっておりますので、保護者も地域も巻き込んで、大人も子どももそういう問題について、自殺のサインをしっかり受けとめて対応するような地域づくりということも大切だなあと感じております。居場所づくりも同じでして、学校現場での居場所づくりについては、サポートルームを大いに活用していくことと、もう1つは、保健室にしんどくなければ来たらだめという、変な慣習がありまして、しんどくなくてもちょっと気分がすぐれなかったら相談に来れるような保健室の受入れも、保健室の弾力的運用で、居場所づくりの一環として進めていかなければならないと思います。あと早期発見のところで、町長が言っていただきました、「かくれてしまえばいいのです」という、都城市での実践事例が大変反響を呼んでいるということで、全タブレット端末に「かくれてしまえばいいのです」というアプリを入れてということですが、猪名川町の方も、今年新しいタブレットに更新します。それに、それと同じような、アプリが入っておりますので、健康チェックと同時にそういう相談ができるような形ですぐに察知して、対応できるようなことを今年4月から進めていこうとしております。その辺りも教育委員会としても、やってるところで、あとは、年間計画の中で、教員対象の自殺予防講座を全教員で取り組む計画もしているところです。

(岡本町長) ちょっとお断りしておきたいのは、この「かけがえのない命を守るため」という資料なんですけど、自殺者数の年次推移の、一番新しいのが平成22年になっておりますので、大分前の資料でございますので、今はどちらかというと2万人を割り込むぐらいに数字が減ってきているということと、今ちょっと気が付いたんですけども、私が精神の関係をやっているときにはですね、中学生の間ではシンナー対策をやったんですけども、今、青少年の会議の中でもですね、課題になっているのは、シンナーをやるような人はもうほとんどな

くて、どっちかという、今のような、薬を服用するというような形で、中身が変わってきておりますので、時代の中で、新しい今日的な対応をしていく必要があるのかなと思ってますので、参考までに、こういう心の落ち込んでいる人に対して、頑張れという言葉は禁句やということ、当時習いましたので、寄り添うという形で、もしそんな方がおられましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは次の項目に移らせていただきたいと思ひます。報告第5号猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会について、教育委員会教育振興課職員により説明します。

(橋本教育振興課主幹) それでは、報告第5号、猪名川町就学前教育・保育あり方検討会についての説明をいたします。右肩に報告第5号と書いた資料をお手元にご用意願ひます。資料に入ります前に、最初に、本町における就学前教育・保育を取り巻く状況について、簡単に説明いたします。

現在、本町の就学前教育・保育施設は、町立の幼稚園2園、保育園1園、私立の認定こども園3園となっております。一方、現時点での子ども的人数は、令和7年4月に小学校に入学する平成30年度生まれは171人で、これ以降、令和元年度生まれは151人、R2年度生まれは156人と推移していますが、コロナ禍の影響を大きく受けたR3年度以降、92人(R3年度生まれ)、96人(R4年度生まれ)、86人(R5年度生まれ)、71人(R6年度生まれ)と年々減少しております。このような状況を踏まえ、町立の就学前施設を現状のまま継続していくことは現実的には厳しい状況にあります。今後の町立幼稚園・保育園のあり方について、教育委員会を含む行政だけでなく、保護者や住民、学識経験者などの多方面からの意見を聴取し、町としての今後の方針を決定していくため、「猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会」を立ち上げて、検討委員会から町へ提言をいただく形で進めていこうとするものです。

資料の方をご覧ください。2ページ目から「検討委員会の設置要綱」を掲載しております。第2条で検討委員会の所掌事務を定めており、「本町の就学前教育・保育あり方の検討に関すること」について、町長から検討委員会へ諮問する形で検討を進めていただき、検討結果を提言としていただく予定としております。諮問内容については、後ほど、町長より説明いたします。第3条で検討委員会の委員について定めており、既に委員選出は済んでおり、学識経験者2人、関係団体から保護者、園長など6人、住民の公募委員2人、関係行政職員1人の合計11人で構成されております。第4条以降は、任期、正副委員長、会議の開催、

傍聴などを定めておりますので、後ほどご照覧いただければと思います。

資料1ページ目にお戻り願います。第1回の検討委員会については、4月17日（木）午前に開催することとしており、検討委員会の内容については、諮問及び協議を予定しております。事務局からの説明は以上となりますが、資料の最終ページ「諮問書」、検討委員会への諮問内容については、引き続き岡本町長より説明いただきます。

（岡本町長）そうしましたら4月17日に、私の方から、猪名川町就学前教育・保育あり方検討委員会への、諮問をさせていただく内容につきまして、読み上げさせていただきます。本町では、令和7年3月に策定した「猪名川町こども計画」のなかで、幼児教育・保育において、こども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成に努め、幼児期の教育・保育の充実を図ることとしています。

しかしながら、加速する少子化による就園児童の減少は著しく、近隣自治体では、こうした課題に対応するために、未就園児童の保育や相談支援の充実を図る等のサービスの多機能化や、幼稚園や保育所といった従来の枠組みにとらわれない幼保連携型認定こども園等へ施設の再編を進める等、様々な対策を講じています。本町におきましても、将来的な就学前教育・保育の需要を勘案し、質が高く効果的な教育・保育を維持するため、そのあり方を検討する必要があります。つきましては、町立幼稚園及び保育園における就学前教育保育のあり方に関する下記事項を諮問いたします。

1つ、町立就学前教育・保育施設の存在意義と果たすべき役割について。2つ目、就学前児童の健やかな成長を目的とし、かつ魅力ある教育・保育の場の創出について、以上でございます。

この件について何かご意見がございましたらよろしく願います。

実質的には提言をいただいた、中身の議論になろうかと思えますけれども、こういう形で、諮問を4月17日にさせていただきますので、ご理解の程よろしく願います。

何かご意見ございませんでしょうか。

（北垣委員）ご説明ありがとうございます。これだけ子供が減ってきて、これから就学前教育をどうするかというのは本当に喫緊の課題なんですけど、これと並行して、といいますか、猪名川町はすごく環境のいい場所で、全国的にも子供は減っていますけれども、こういう場所で子育てしたいと思ってこられる方が少なからずおられるかなというふうに思います。なので、そういう方に選んでもらえた場合に、受け入れられるような体制を並行して一緒に考

えて、取り組んでいくことも必要なのかなあとと思います。今、六瀬幼稚園とかにも、南部の方からここを気に入ってこられたっていう方もいるように聞いてますので、そういうところも考えながら、一緒に取り組んでいけたらいいのかなと思います。

(岡本町長) ありがとうございます。この子供が減ってきているという問題はですね、町立の幼稚園或いは保育園だけの問題じゃなくて、私立の方にも関係しておりますので、委員の中に、そういうふうな方も含めながら、議論を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。意見他にございませんでしょうか。

それでは次の事項に移らせていただきます。報告第6号、教育大綱についてでございます。これにつきまして私の方から説明させていただきます。

前回猪名川の教育大綱について基本的には、教育振興基本計画と、同じ中身になっております。議論に残りましたのが、いわゆる教育振興基本計画における「未来」の読み方、考え方についてでございました。それについては、今の教育振興基本計画の考え方と、教育大綱における読み方の考え方について、整理させていただきました。一番最後のページ、8ページに、町教育振興基本計画における、「未来(あす)」の読み方、考え方について、それから新教育大綱における、「未来(みらい)」の読み方、考え方について、それぞれに整理させていただきました。教育振興基本計画の中での読み方は、「あす」という形で、今、読んでいただいておりますので、そういった点で、ご理解いただきたいと思います。前回出ておりましたように、ふりがなにつきましては、細かくふりがなをさしていただきました。小学生でも読めるというのを1つの目的にしておりますので、ご理解いただきよろしくお願ひいたします。報告第6号については以上でございます。

説明は以上でございますけれども、全体を通じて教育委員の皆様からご質問やご意見ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

本日予定しておりました案件は以上となりますけれども教育委員会事務局の方から、その他として何かございませんか。

(教育委員会) ありません。

(岡本町長) 企画総務部の方から何かございますか。

(企画総務部) ありません。

3. その他

(岡本町長) 特にないようですので、その他の最後に、次回開催についてお伝えさせてい

ただきたいと思います。

次回の総合教育会議につきましては、5月中に開催の方向で、現在検討しておりますのでまたご協力のほどよろしくお願いいたします。令和7年度の予算についてのご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

(岡本町長) それでは、これもちまして、令和7年度第1回猪名川町総合教育会議を終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後4時20分 閉会